

平成30年度 第4回  
栃木市国民健康保険運営協議会会議録

日 時：平成30年12月21日（金）

午後1時～午後2時5分

場 所：栃木市 市民会館 2階 大会議室

事務局：栃木市 生活環境部 保険医療課

(事務局)

それでは、資料1ページの次第に従いまして本日の会議を進めさせていただきます。はじめに永田会長よりごあいさつをお願いいたします。

(永田会長)

皆様、こんにちは。師走の何かとご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、過日、諸般の理由によりまして、会議の日程が本日に延期されましたこと、皆様方にご理解、ご協力をいただきましたことお礼申し上げます。本日は今年最後の会議となりますので、どうぞ時間の許す限り慎重審議をいただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、会議を進めさせていただきます。会議の進行につきましては、栃木市国民健康保険規則第9条に、協議会の会議は会長が議長となる、とありますので、永田会長をお願いしたいと思います。それでは、会長よろしく願いいたします。

(永田会長)

それでは会議を進行させていただきます。

はじめに事務局より定足数の報告を求めます。

(事務局)

ご報告いたします。本協議会の定数は18名ですが、本日は15名の委員の方が出席されており、栃木市国民健康保険規則第11条に規定する会議の定足数である、委員定数の半数以上の出席、の要件を満たしておりますので、本会議が成立することをご報告いたします。

(永田会長)

ありがとうございます。

次に、会議録署名者の指名ではありますが、慣例によりまして、2人の委員を指名させていただきます。5番の小川原正明委員、6番の田中延子委員をお願いいたします。

それでは、次第 第4の議事に入ります。

はじめに、(1)国民健康保険税率及び課税限度額の見直しについて、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、資料の2ページをご覧ください。

国民健康保険税率及び課税限度額の見直しについて(案)であります。平成31年度の国民健康保険税率の見直しにつきまして、先般、県より仮係数による事業費納付金、標準保険料率が示されましたので、ご審議をいただきたいというものであります。

それでは、1の国民健康保険税率等の見直しの考え方ではありますが、上の段は、これまでの経緯を整理したものでありますので、ご説明は省略させていただきます。見直しのポイントは下段の(1)から(2)、次ページの(3)の3点であります。

まず、(1)の国民健康保険税率につきましては、県が算定する標準保険料率を基本とする、ということであります。今回、県が示した数値は、仮係数ということで、確定係数の提示までに数値の変動がありえるものですが、あくまでも、標準保険料率に基づき税率を改定するという方針をご承認願いたいというものであります。(1)の上の段、なお書きになりますが、今回は、12月19日、県より示された仮係数による標準保険料率に基づく暫定(案)であり、平成31年1月初旬に確定係数による標準保険料率が示された段階で、あらためて、改定案を策定する予定となっております。委員の皆様には、短期間のうちに何度もご参集願う形になりまして、たいへん恐縮ではありますが、よろしくお願いをいたします。

次に、(2)の資産割の廃止、3方式の課税方式の導入につきましては、段階的に引き下げを行ってきた経緯や県内他の市町の改定状況を考慮いたしますと、資産割は廃止とせざるを得ないと考えております。

次に、3ページをお開きください。(3)の課税限度額の引き上げであります。地方税法施行令の改正による課税限度額の引き上げは、今後も行われるものと見込んでおります。一部の高額所得者に負担増をお願いすることとはなりますが、法令の定めのとおり、限度額を引き上げるべきと考えております。課税限度額の引き上げについては、後段ご説明しますとおり、全体で税率を引き下げようというときに高額所得者のみ引き上げるといったことはどうなのかというご意見もあろうかと思っております。中間所得者の負担軽減を図るため、必要なことと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、(4)の今後の見直しについて、であります。2行目のしかしながら、以降になりますが、保険税率の引き上げは、被保険者の生活への影響が大きいことから、当面は保険税率を据え置き、基金を取り崩して財源不足に対応するものとし、次回の見直しは、2022年度の税率改定について、2021年度

に検討を行なうものとする、としております。保険医療課といたしましては、毎年のように税率の改定を行い、被保険者を混乱させることのないよう、3年間をローテーションとする税率見直しの枠組みをつくり、定期的な見直しを行うことにより、保険税率の大幅な変動を抑制し、安定的な財政運営を図りたいと考えておりますので、どうかご承認をお願いいたします。

次に、2の国保事業費納付金、(1)国保事業費納付金総額、仮係数であります。仮係数に基づく2019年度の国保事業費納付金は、合計53億1,099万8千円であり、前年度比4億6,618万1千円、109.62%の増となっております。医療費の伸び率は、過去おおむね3%程度の上昇率でありましたので、この109%という数値は、医療費の増としては、予想外の伸び率ということになります。

県の説明では、本年度の保険給付費が推計を上回って伸びており、決算見込みで赤字となることが予測され、約19億円の基金取り崩しで対応せざるを得ない状況であるとのこととあります。推計を上回った理由ですが、県は、国の示しているとおり、自己負担区分ごとに本年度の医療費を推計しておりますが、団塊の世代を含めた60歳台の被保険者の医療費推計が不十分であった。結果として、医療費推計が相対的に低めに出てしまったと説明しております。また、団塊の世代が70歳代に徐々に移行してありまして、医療費が高額となる70歳代の被保険者が今後も増え続けていく点などを大幅増の理由として挙げております。

平成28年度の決算をベースとした平成30年度の事業費納付金は、県全体で約8%引き下げられました。この数値を見て、県内多くの市町が税率の引き下げに踏み切り、本市も1年遅れで税率の見直し作業に着手したところであります。平成30年度に税率引き下げを行った市町の多くが、今回の大幅な事業費納付金の上昇に苦慮している状況であります。

次の(2)被保険者一人当たりの負担額につきましては、仮係数に基づく国保事業費納付金の2019年度の被保険者一人当たりの負担額は、13万8,336円であり、前年度比2万110円、117.01%の増となっております。被保険者一人当たりの負担額が、事業費納付金の伸び率を上回りますのは、被保険者数の欄にありますとおり、県は、平成30年度と比べて、本市の被保険者数が約2,600人減少するものと見込んでいるからであります。

なお、表の下段の米印であります。全体の額につきましては、納付金総額を全被保険者数で除した額であります。介護納付金分の数値の算定に当たりましては、介護保険第2号被保険者の人数で除しておりますので、単純な合計とできないことから、全体と表示させていただきました。通常、この全体の数値を国や県は、被保険者一人当たりの負担額として用いております。

次に、3の標準保険料率につきましては、県が示した事業費納付金の支払いに必要な2019年度の標準保険料率であります。算定に当たりましては、資産割を廃止する前提で、3方式により算定しております。参考として掲載いたしました平成30年度の標準保険料率と比べまして、所得割で、2.33ポイントの増、均等割で1万1,034円、平等割で2,657円の増となっております。

次に、5ページをお開きください。4の国民健康保険税率改定案、仮係数に基づく暫定案であります。これは、現行税率と仮係数に基づく税率改定案との比較であります。課税の都合上、所得割については、小数点第2位を四捨五入、均等割、平等割については、100円未満を四捨五入としております。(3)の比較(2)-(1)の表の合計欄をご覧くださいますと、所得割で合計0.50ポイントの減、資産割は皆減、均等割で1,600円の増、平等割で6,700円の減となっております。事業費納付金が、大幅な増となったことから、税率の引き下げ幅は、小幅に留まるという結果になります。

次の5 課税限度額改定(案)であります。課税限度額につきましては、医療給付費分を4万円引上げ、地方税法施行令に定める93万円とするというものであります。

以上の仮係数に基づく税率改定案と課税限度額の改定案を踏まえまして、税額の全体像を示したものが、6の課税見込額及び収納見込額であります。改定案による課税見込み額は、43億239万9,000円であり、現行税率に比べ、1億3,846万9,000円減額となるものと見込まれます。また、収納見込額は37億8,442万8,000円であり、現行税率に比べ、1億2,112万8,000円減額となるものと見込まれます。なお、被保険者数につきましては、県推計値ではなく、平成31年度当初予算編成で用いた本市独自の被保険者数推計値を用いております。

次に、7ページをお開きください。7の1人当たりの課税見込み額及び1人当たりの収納見込額であります。改定案による1人当たりの課税見込み額は、現行税率に比べ3,635円減額になるものと見込まれます。また、1人当たりの収納見込額は、現行税率に比べ3,180円減額となるものと見込まれます。

続きまして、8 国民健康保険特別会計収支見込み、(1)の税率改定案であります。これは、2019年度に税率を改定し、以降、税率を据え置いたとした場合の2021年度までの国保特会の収支の見通しであります。あくまで推計ではありますが、歳入の基金繰入金(3)の欄をご覧くださいますと、2020年度に2億円、2021年度に3億円の基金繰入を行うことで、実質収支は黒字となります。しかしながら、下段の実質単年度収支の欄をご覧ください

ますとおり、税率改定の初年度となる2019年度は、約3,400万円の黒字となりますが、2年目以降2020年度は約1億4,300万円の赤字、2021年度は約3億800万円の赤字が見込まれます。また、基金の残高に付きましては、本年度の決算剰余金につきまして、2019年度に積み立てが見込めるものの、2020年度以降は、取り崩しにより基金が減少していく見込みとなります。なお、収支見込につきましては、医療費の伸びや被保険者数などの動向により、数億円の単位で変動することも予測されますので、あくまでも推計ということでご理解をお願いします。

次の9ページは、参考までに現行税率を据え置いた場合の収支見込みであります。前ページの税率改定の場合と比べ、基金の減少額が緩やかなペースとなる見込みとなっております。

次に、10ページであります。国民健康保険税率等見直し検討スケジュール（案）であります。表の一番左の列の3行目、国保運営協議会の欄をご覧ください。本日の運営協議会で、今般の仮係数に基づく暫定案をご承認いただきましたなら、一番上の欄になりますが、12月27日の庁議にお諮りすることとなります。国保運営協議会の欄の一つ下の欄、国保事業費納付金及び標準保険料率の欄をご覧くださいますと、年明け1月には、平成31年度納付金の確定値が県より示されますので、改めて国保運営協議会を開催いただき、条例案をご審議願いたいと考えております。その後、庁議に諮り、議員研究会に報告の上、3月議会に条例案を提出する方向で進めたいと考えております。

次に、11ページ、12ページは参考資料ということで、試算、所得階層別税額であります。説明は省略いたしますが、一部の高額所得者以外は、減額となるのが、見て取れるのではないかと思います。

13ページ、14ページにつきましても、説明は省略させていただきます。私からの説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

#### （事務局）

続きまして、別添資料の1、2、3について、ご説明いたします。こちらの資料は、所得階層別、世帯人員数別の税率改定の影響額を表にし、色分けしたものです。暖色系の黄色、オレンジ、ピンク、赤色が、税額が上がった世帯、寒色系の黄緑、緑、青、紺色が、税額が引下がる世帯と色分けしております。

別添資料2をご覧ください。こちらは現行税率と税率改定（案）との比較でありまして、限度額を引上げなかった場合になります。限度額を引上げておりませんので、全体的に引下げの傾向となっております。概ね500万円から600万円の所得の世帯が大きく下がることが分かります。所得の少ない世帯につきましては、保険税軽減の影響により、引下げの影響が少なくなります。また、

所得の多い世帯については、課税限度額の影響がありますので、引下げの影響が少なくなります。

続いて、別添資料3をご覧ください。こちらは税率改定（案）で限度額89万円と93万円の比較になります。限度額の引き上げですので、増額になる世帯が示されていますが、だいたい500万円から600万円以上の所得の世帯から影響が出てまいります。

そして、別添資料2と別添資料3を合わせたものが、別添資料1になります。所得が500万円から600万円くらいの世帯が大きく減額になりまして、それよりも所得の多い世帯は、限度額引き上げの影響を受けまして、増額になるという状況でございます。説明は以上です。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

（永田会長）

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

（委員A）

県の税率が見込んでいた額よりも上がった理由は、65歳以上の医療費の伸びの見込みが甘かったということですか。それで、栃木市に対して2億円ぐらいの齟齬が出ているということですか。これは、今後も同様のあるいはこれ以上伸びていくと、予想を立てているということですか。

（事務局）

医療費の伸びについては、県の今年の医療費の見込みが甘かったということが言えるかと思います。その為に、県では交付金の支払いが見込みよりも多く、基金を取り崩して対応しているような状況でありまして、県では来年度は絶対に赤字が出せない状況になっております。そのため、予備分といいますか、通常の伸び率よりもかなり多く見込んでおりますので、今後このような伸びが続くという想定はしておりません。

（委員A）

そうですね。プールがなくなったんでその分を上乗せして、係数を出している。来年度以降はもう少し低い可能性があるかもしれないということですね。

(事務局)

その通りです。来年度は、今年のような不足が生じなければ、通常の伸び率に戻ると思われますので、32年度については、伸び率はもっと低くなると思います。

(委員A)

そうした時に、先ほどプール金の取崩しの話がありましたが、栃木市の12億円が何年もつのか。3年後に見直すといっていますけど、3年経つとギャップが大きくなって、次に見直すときに、こんなに上がるのかという話になりますよね。その位、見込みが当てになっていないわけじゃないですか。そうすると、3年で12億のうち何億円くらい支出するのか。最悪の場合、全部出てしまって、またどこかから入れなくてはならない。3年というスパンは正しい方向なんですか。見込みが甘い中で予算を立てて失敗したといっているわけじゃないですか。見込みが甘いのを調整できるのかも分からないのに、それを見直しが3年というのと、とてつもない齟齬が出る可能性があるんじゃないですか。見直しのスパンが3年で良いのか、その辺のところはどうなんですか。

(事務局)

31年度については、間違いなく赤字にならないと見込んでいます。31年度末には、今年度の繰越分を含めると、基金の残高が約20億円弱になります。その後、32年度、33年度で20億がなくなってしまうとは想定していません。逆に、残っているから改定しないで据え置けばいいんだと、先延ばしにならないように、少なくとも3年後には1回見直しの検討をしましょうということで、3年というのを申し上げたところです。

(委員A)

20億というプールが十分なのかどうか分かりませんが、栃木市だけでやっている時は、栃木市の事情である程度変えることができますけど、県単位になると、県が幾ら乗せてくるかは見当がつかない。県が失敗すれば、あるいは他の市町で大きく出れば、その分が跳ね返ってくるわけですよ。もし県全体で失敗すれば、10億、20億出るということも考えられるわけです。そういうことに備えるのであれば、せめて2年おきとか、もう少し細かくても良いのかと。税率を上げるのは良くないとおっしゃるけど、実際には、次に上げた時、下げた時に市民感情がどうのこうのと必ずなりますから、小まめに変わるものと思っていた方が、影響が少ないと思うんですが、いかがでしょうか。



(事務局)

改定のサイクルについては、取りあえず3年と申し上げましたが、検討していく余地はあると思います。また、急激に上がった場合は、当然ながら3年を待たず検討していくということも考えていくべきだと思っておりますので、2年あるいは3年というのは改めて検討いただければと思います。

(委員B)

先ほど基金の積立が20億円近くなるという話がありましたが、30年度の剰余金の見込みはどのようになっていますか。

(事務局)

資料の8ページをご覧くださいと思います。平成30年度の収支見込みが示してあります。歳入歳出差引の6億7,700万円が剰余金ということで、現時点では推計しております。

(委員B)

そうしますと9億3,000万円という数字でよろしいのですか。

(事務局)

下から3行目、歳入歳出差引6億7,700万円が実際のお金として残る剰余金でありまして、その下の9億3,000万円というは、実質単年度収支で当該年度以外のお金を差し引いた場合の収支額になりますので、額としては6億7,700万円になります。

(委員B)

4ページに標準保険料率、市町村算定方式と書いてあるわけですが、30年度についても3つの率が示され、市町村算定方式はその一つだと思うんですが、他についてはどのような数値になっているのでしょうか。

(事務局)

標準保険料率は3つ示されますが、一つは全国统一のものでありまして、2方式になります。医療分が所得割7.53%、均等割43,438円、支援金分が所得割2.58%、均等割14,755円、介護分が所得割2.1%、均等割15,606円であります。その次が県内の統一の標準保険料率でありまして、3方式になります。医療分が所得割8.04%、均等割32,796円、平等割24,033円、支援金分が所得割2.58%、均等割10,457円、

平等割7, 663円、介護分が所得割2.33%、均等割12, 143円、平等割5, 619円であります。今、申し上げた2つの標準保険料率につきましては、栃木市と他の市町村を比較するための数値ということで、市町村の実情に近いのは、資料の方に提示してあります市町村算定方式になります。

(委員C)

8ページですが、2019年度の基金繰入は0円となっているわけですが、3ページの(4)の見直しだと基金を取り崩して財源不足に対応するとなっている。基金の繰入れは、はっきりしていないということですか。

(事務局)

税率の改定をした場合、平成31年度は標準保険料率でやっておりますので、概ねトントンになりますが、1人当たりの納付金が上がってまいりますので、2年目以降はその分が不足するということで、基金を取り崩して財源に充てざるを得ないということになります。一方、税率を据え置いた場合は、さらに1年間は基金を取り崩さなくても間に合う税率ということになりますので、2020年度の基金繰入金も0円となっております。

(委員C)

3年間で考えるということなのかな。2020年度が2億円、2021年度が3億円ということですか。分かりました。それから、基金については、平成31年度に6億7,000万円積み立てて、20億円になると考えてよろしいですか。

(事務局)

はい。

(委員C)

今回、資産割をなくして均等割が上がりますよね。そうしますと、子どもがいる子育て中の世帯の負担が増えることになると思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

(事務局)

市としては、標準保険料率を基本とするということで考えております。均等割については、県が示したものでは確かに上がりますので、この部分だけを見ますと、人数が多い世帯の負担が多くなるということが言えると思いますが、

全体的には引下げの方向でありますので、市としてはこの標準保険料率を基本とした考え方でやってまいりたいと考えております。

(委員C)

全国知事会では、均等割があることは、子育て支援に逆行していると、言っているんですね。そうした意味では、他の医療保険には均等割がないわけで、この人頭税みたいな均等割を低く抑える方が、私は良いと思うんですが、そこら辺は考えられないでしょうか。

(事務局)

均等割については、今までの栃木市の税率と比較すると上がるということになります。標準保険料率が飽くまでも標準であるということで考えますと、今までの栃木市の均等割が低かったと捉えられます。先ほど、子どもが多い世帯の均等割の話がありましたが、これについては、国の方でも、子どもの均等割の軽減措置については検討されているということでありまして、市としても国の方に要望しておりますので、引き続き要望してまいりたいと思います。

(委員C)

資産割がなくなったことによって、応能割と応益割がだいぶ差が出てきていると思うんですが、その辺はどうなんですか。

(事務局)

応能割が所得割、応益割が均等割と平等割になりますが、今回、県の標準保険料率の算定の中では、応能割と応益割を50対50としております。その中で、均等割と平等割については、35対15という計算になっております。この部分については、従来の栃木市の税率でもまったく同じ考え方でやっております。資産割がなくなった分については、所得割に上乘せになりますので、ご理解いただきたいと思います。

(委員C)

分かりました。所得割が現行税率では13.8%で、改定案だと13.3%なんだけど、応能、応益では50対50になるということですね。

それと、今年度、国保事業費納付金が最初の算定では55億円くらいで、それが最終的に48億円、そのまま税率を変えずにやったわけですね。そういった点では、早目に基金を取り崩して引き下げるといった対策が必要なのかと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

基金につきましては、31年度末の段階で約19億円の残高が見込まれますが、これから先を見た時に、保険税の負担は必ず増え続けていくことになりまますので、市といたしましては、この基金をうまく使いながら、上げ幅を抑えていきたいと考えております。当初に基金をドンと入れてしまえば、その後、どんどん苦しくなって、税率を引上げざるを得なくなりますので、小出しにしながら、なるべく上げ幅を抑えていくということで、考えております。

(委員C)

せめて均等割が上がらない程度の繰入れはやるべきだと、私は思います。以上です。

(委員B)

徴収率についてお伺いします。30年度から県が保険者に加わって、県でも運営協議会が開かれまして、その資料がネットで見られるんですが、その中で、25市町ある中で栃木市は20番目だったと思います。これは保険税が高いということがあるんじゃないかと思います。やはり健全な保険財政という意味では、努力はしているのですが、徴収率を上げていくということが必要だと思います。その辺のことについて、お聞かせいただければと思います。

(収税課)

確かに徴収率は県内では低いです。新たな試みなども進めておまして、例えば、最近、催告書を出したんですが、その中で、かなりきつい文面で通知をしたり、といったことをやっております。また、中には悪質な方もいらっしゃいますので、そういう方については、財産調査をして、差押えということで進めておりますが、今後さらに強化してまいりたいと思います。

(委員B)

資料の2ページですが、保険税率改定を目安となる約6億円とありますが、この根拠についてお聞きしたいと思います。それと、制度が変わって、県が親になって、市が子どもになったわけですから、子どもが困った時には、親である県が助けてくれる。県にも基金があるわけで、そうした時には借り入れして助けてもらうことができるわけですから、基金を取り崩してやっていくことについては反対ではないですが、それほど基金に拘る必要はないんじゃないかと思うんです。

(事務局)

前回、税率見直しの検討をしたときに、改定の目安を6億円とした根拠につきましては、国、県の方から保険給付費の5%程度の基金を保持しているのが適当であるといった指導がなされておりまして、栃木市の保険給付費は約120億円でございますので、その5%で6億円ということでございます。

制度が変わりましたので、確かに今までのように基金を重視する必要はなくなったのは事実です。先ほど課長の方から3年のサイクルで見直しをしていきたいと申し上げましたが、今後、毎年、標準保険料率が示されるわけですけれども、毎年、見直しをするのでは市民の方も混乱するので、一定のサイクルをもって、今回は3年としたわけですが、そうしたサイクルで見直しをしていくのが望ましいのではないかと、というご提案でございます。

(委員B)

そうしますと、必ずしも今までのように、先を考えて基金を積み立てられる税率を考えるのではなくて、標準保険料率をもとに、その時の状況に応じて見直すと、そういう考え方でいらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

今回の見直し案につきましては、標準保険料率のとおりということで提案させていただきました。これは、基金がある程度あるからということになります。ただ、これから先、基金がなくなってきたときに、3年のサイクルで見直しするということになれば、その時に示された標準保険料率ではなく、1年先を見据えた税率で見直しをするということになるものと考えています。

(委員B)

県が示した標準保険料率は、4ページに書いてある率で、税率改定案については5ページの中段のところですが、若干上がっているということよろしいですか。

(事務局)

5ページの上の方に書いてありますが、課税の都合上、端数の細かいものは都合が悪いものですから、所得割については、小数点第2位を四捨五入、均等割及び平等割については、100円未満を四捨五入した結果、そのようになっております。

(委員A)

基本的に、県は納付金の額を示してきて、それに対して支払う訳で、それが支払えなかった時に、県が見てくれるわけじゃないんですよ。だから、余裕もっていないと。

県が示したものに対して税率を変えなければならぬと、何か勘違いされているんじゃないですか。国が示したのは安定的に運営できるように市町村を県に変えて、国から3,400億円を入れて、税率が上がるのを抑えるということであって、栃木市はこれしか出せないのだからお願いしますという話ではないですよ。だから、けしてプール金が無くてもいいということにはならないと思います。その辺の考え方が少し違うのではないかと思います。

それと、先ほどおっしゃっていた資産割のことですけど、資産割がなくなって均等割に賦課になったとおっしゃいましたが、資産をもっていない低所得者の方が多いという話もありましたし、逆に資産が捕捉できているのは固定資産だけであって、金融資産とか、固定資産そのものを市外に持っているの課税されていないわけですよ。そこの不自然さがあるから、資産割を削ろうという議論がずっと前からあったわけで、いまさら資産割がなくなって均等割が増えたから、何とか低所得者のためにどうのこうのというのは、私自身は違う議論だと思いますけどね。

(委員C)

資産割を残せと言っているわけではなくて、応能割、応益割の割合はどうなんでしょうかと聞いたら、50対50だということから、納得はしていませんけど、変わらないならそれでいいでしょう、と言ったんです。

それから、課税限度額についてですが、どのくらいの世帯が増えて、どのくらい税が増えるのか、教えてください。

(事務局)

限度額を93万円にした場合の改定案では、限度額超過世帯は約560世帯になります。影響額としては、約2,000万円になります。

(委員C)

限度額が上がっても、世帯数は変わらないですか。

(事務局)

改定案で限度額を89万円のまま引上げなかった場合は約650世帯、引上げた場合については560世帯ですので、約90世帯減ることになります。

す。

(委員C)

そうしますと89万円と93万円の間には、約110世帯くらいの所得層があるということですね。

(委員B)

私は別に勘違いしているわけじゃないと思うんです。ただ、栃木市がそういう現状であるというならば、収税課にもう少し頑張ってもらいたいという意味で、栃木市の状況をどうお考えになりますか、と質問させていただいたんです。

標準保険料率というのは、医療給付費に基づいて率を出すのであって、やっぱり市町が徴収率も含めて頑張れば、それだけ県に納められるという、そういう率が示されてくるんだと私は考えています。

(永田会長)

他にございますか。

(永田会長)

他に無いようでございますので、次回、確定係数による納付金及び標準保険料率を基に事務局で税率改定案をお示しいただきまして、皆様にご確認いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、(2) その他であります、事務局から何かございましたら、お願いいたします。

(事務局)

本日お配りしました通知のとおり、1月16日に第5回国民健康保険運営協議会を開催いたします。場所は、この同じ会場になりますので、よろしくお願いいたします。

それから、2月5日火曜日に優良保険者視察研修会を予定しております。昨年中止になりました桶川市に行く予定でございます。こちらについては日程が決まり次第通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

(永田会長)

ただ今の事務局の報告について、質問等ございましたらお願いいたします。

(永田会長)

よろしいですか。ご意見がないようですので、これをもちまして議長の職を下ろさせていただきます。本年最後の会議で、たいへん活発なご意見、貴重なご提言をいただきました。ご協力誠にありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、ここで本日お配りした資料について、申し訳ありませんが、回収させていただきます。よろしく願いいたします。

(事務局)

以上を持ちまして本日の会議を閉会いたします。本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

平成30年12月21日

会 長 永 田 武 志

署名委員

署名委員